

一之宮ストロングス団規約

制定 平成 8 年 (1996) 4 月 1 日
改正 平成 19 年 (2007) 3 月 3 日
改正 平成 22 年 (2010) 3 月 1 日
改正 平成 29 年 (2017) 3 月 5 日
改正 平成 31 年 (2019) 3 月 10 日
直近改正 令和 4 年 (2022) 3 月 5 日

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び所在地)

本野球クラブは、『一之宮ストロングス』(以下「本団」という。)と称し、所在地を代表宅とする。

第 2 条 (目的)

1. 本団は、野球を通じ心身ともに健全な児童を育成することを目的とする。
2. 本団は、育成を第一と考え将来にわたり野球を続けたいという意識の醸成と野球技術の向上を目指すとともに、協調性、競争心、自ら課題を見つける力を養うことを目的とする。
3. 本団は、入団した選手(以下「団員」という。)の保護者(以下「保護者」という。)及び監督、コーチ等の指導者(以下「指導者」という。)間の親睦を深めることにより地域社会の発展と振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 (活動)

1. 本団の活動は、原則として、土曜日、日曜日、祝祭日の昼間とする。但し小学校の夏休み等、または県大会出場などの日程により平日に活動を行なう場合もある。
2. 活動場所は、寒川町青少年広場、寒川町立一之宮小学校グラウンド、寒川町立南小学校グラウンドを主とする。但し、必要に応じ、近隣の学校又はその他のグラウンド等で活動する場合がある。
3. その他、団の目的を達成するための必要な行事を行うことがある。

第 2 章 団 員 等

第 4 条 (構成)

本団は、所定の入団申込書(最終行)により入団した選手、その保護者及び指導者会に登録した指導者で且つ、本団の趣旨に賛同した者をもって構成する。

第 5 条 (入団資格)

本団の入団資格者は、原則として寒川町地域及び近隣に在住する小学生であって、本団の活動趣旨及び本団規約に賛同する保護者の同意が得られた児童とする。但し直近 4 月に小学 1 年生となる年長児については、6 年生の卒団式以降、第 10 条第 1 項の本団役員の過半数以上が認めた場合に限り体験生として扱うことができる。

第 6 条 (加入登録及び退団)

1. 本団への加入登録は、保護者により申し込まれる本団所定様式「入団申込書」(最終行)にてこれを行い、代表の承認のときより、団員として認める。
2. 本団への加入時は全員スポーツ保険に加入する。保護者、指導者及び団員の兄弟姉妹については、任意に加入できるものとする。但し加入保険料の一部金額を団会計より補助する。

3. 正式入団前に、一定の体験期間を設け仮入団が出来る。その期間のスポーツ保険加入は保護者の任意とする。但しスポーツ保険の対象外である場合は全指導者及び全保護者は十分認識して活動する。また、その体験者が怪我をした場合には本団として責任は負わないものとする。
4. 保険加入登録期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末（3月31日）までとし、毎年年度ごとの更新とする。
5. 団員またはその保護者が次の各号に該当する場合は、第10条に定める役員会の協議により、退団又は休団処分を求める場合がある。
 - 1) 著しく協調性を乱した行為をした者
 - 2) 指導者及び団員等の関係を個人的に批判及び中傷した者
 - 3) その他、少年野球の精神に適さない行為をした者
6. 団員が卒団以外で退団をする場合、保護者が本団の代表に申し出を行う。その場合の会費については退団を申し出た当月までを納入期間とし、前納がある場合は会費を月割で返還を行う。
7. 団員が諸事情のため一時活動を休止する場合は、保護者が本団の代表に申し出を行い承認の後、選手登録のまま休部扱いとすることができる。但し休部期間は3ヶ月以内とする。また、休部期間の会費については、月割りで納入を免除する。

第7条（チーム構成）

1. 団員数に関わらず高学年と低学年に分け、指導者の体制も分ける。
2. 基本4年生以上を高学年、3年生以下を低学年として構成する。但し6年生が11名以上の時は単独チームを編成する。その場合5年生以下のチーム編成については役員会にて協議を行う。
3. 高学年対応が可能な低学年（3年生に限る）は飛級を認める場合がある。但し、団員とその保護者が賛同した場合に限る。

第8条（チーム活動）

1. 出場大会の優先順位は以下のとおりとする。
 - 1) 神奈川県少年野球連盟学童本部主催大会
 - 2) 神奈川県少年野球連盟学童部寒川町支部主催大会
 - 3) ローカル大会「茅ヶ崎北部、スポ少、大磯主催大会、等」（参加大会の順位は役員会にて決定する）
2. チーム強化及び大会に備えるための練習試合または、地域活動等に参加することができる。
3. 団員数が大会規程人数を下回っていた場合、他団と合同して大会に出場することができる。

第3章 組織

第9条（組織）

本団の組織は、別紙「一之宮ストロングス組織図」の通り役員会、顧問、指導者会、保護者会とする。

第10条（役員会の構成）

1. 本団に次の各号に掲げる役員による役員会を置く。尚、役員は兼任を可とする。
 - 1) 代表 1名
 - 2) 副代表 2名
 - 3) 事務局 1名

4) 企画・広報 1名

5) 寒川町野球協会学童部理事

2. 役員会には、代表が指名する者を出席させることができる。

3. 本団に顧問を置くことができる。

1) 顧問 若干名

第11条（役員の選任）

前条第1項に定める役員は、現行の役員会の協議によって選出し、本人の了解を得て、総会の承認をもって選任する。なお、役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第12条（各員の任務）

1) 代表は、本団を代表し、団務を統括する。

2) 副代表は、代表を補佐し、代表がやむを得ず職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。

3) 監督は、編成チームの活動において、本団の育成方針に沿った指導方針の立案、遂行について責任と権限を持つものとする。

4) 指導者は、監督を補佐し、監督の指導方針に沿って選手を指導する。また監督の不在のときは監督代行を務める。

5) 事務局は、指導者会や保護者会からの課題をまとめ役員会に議題としてまとめる。また他団との連絡、文書の收受・発送等、本団の円滑な運営を図るため業務を行う。

6) 企画・広報は、地域に根ざし、本団が健全な運営活動を社会的に認知してもらえるよう、さまざまな手段を講じて本団の広報活動を行う。

7) 顧問は、運営に関する実務的な相談を受けて意見を求められた場合、専門的な知識と経験を活かして助言を行う。

8) 指導者会は、指導者または指導者OBなどによって構成され、安全かつ的確な指導に向けた情報共有、親睦を目的に指導者会を置く。また指導者は登録費、資格取得補助等を目的に会費を納めるものとする。なお、役員会で認めた指導者OBは会費を免除する。

9) 保護者会は、団員の保護者によって構成され、グラウンド調整、会計、連絡、給水等団活動への協力及び保護者間の意見集約を行い、役員会への提案等を目的に保護者会を置く。

第4章 会議

第13条（総会）

1. 当団の定期総会は活動報告、会計報告、活動計画案、予算案、役員改選等について、毎年度1月中に開催する。但し臨時に会議を必要とする場合は、本団の代表が招集し開会する事ができる。

2. 総会の構成員は指導者会、保護者会のメンバーにて構成する。

3. 総会の議長は、総会構成員の中から代表が指名した者がこれにあたる。

4. 総会は、総会出席者の過半数の賛同をもって決する。

5. 総会に特段の意見がなく欠席した場合は、議長に賛同しその決定に異議なきものとみなす。

第14条（臨時会議）

本団は、必要に応じ役員会及び指導者会議を開催する。

第5章 会計

第15条（運営費）

1. 本団の運営に必要な支出（以下「運営費」という。）は、団員の納める会費、賛助金、協賛する個人等からの寄付金、補助金、繰越金その他の収入をもって充当する。
2. 兄弟姉妹が3人以上で同時に団員となっている場合に限り、3人目以降の団員の会費を規定額の半額に割引する。なお、団員が卒団及び途中退団となった場合は、その時点から割引の対象とならない。
3. 本団の会計年度は、1月1日より12月末日までとする。会計年度の終わりに余剰金があるときは翌年度に繰り越す。また、不足金が生じた場合は役員会で審議し、総会の承認を得て、特別会費を徴収することが出来る。
4. 当該年度の運営費から支出できる経費は、大会参加費、用具費など団活動に必要な経費として、総会で承認されたものとする。
5. 慶弔について、団員、保護者、指導者、関係者の慶弔に関し最大10,000円を上限に支出できるものとし、適用、額については役員会が協議の上決定する。

第6章 雑則

第16条（事故等への対応）

1. 本団は、団員または指導者が活動中に発生した事故等について、本団の加入するスポーツ保険の請求手続き及び必要に応じて援助等、誠意をもって行うものとする。ただし、スポーツ保険にて担保される保険補償金の範囲外請求等については一切関与しないものとする。
2. 団員の活動場所への移動・輸送については、各保護者の責任の下に行う。従って、指導者または他の保護者の自家用車等によって送迎や搬送時の事故については、本団は原則として責任を負わないものとする。また、活動目的のため、本団指導者の自家用車によって移動・輸送中に事故等が発生した場合は当該指導者が加入する任意自動車保険等により対応するものとする。
3. 本団の活動中に、団員相互または、団員以外の第三者に対し事故が起こった場合は、役員による「緊急役員会議」を開き、問題の円滑な解決に向けた協議を行う事とする。

附 則

1. この規約は、令和4年（2022）3月5日改定する。
2. この規約に定めのない事項で、総会の承認を要するものでないと判断されるときは、その都度、役員により協議し決定できるものとする。
3. 本団の活動における所轄法は日本法とする。



ストロングス6つの誓い

- ・お互いにあいさつすること
- ・ものを大切にすること
- ・好き嫌いを言わず進んでやること
- ・何事にも忍耐と努力をすること
- ・正しいことを行い友達と仲良く、弱いものをいじめないこと
- ・野球と同じように勉強も頑張ること